

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第89号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第28条第4項第1号中「医薬品」を「専ら業務の用に供する物品」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

別表第7-2を次のように改める。

2 第二市場

区 分	単 位	使 用 料	
卸売業者市場使用料	1 月	卸売価格の合計額の1,000分の3に相当する額	
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき	2,021 <sup>円</sup>	
関連事業者店舗使用料		2,013	
事務室使用料		甲	958
		乙	2,013
冷蔵庫使用料	1月	4,360	
構内地使用料		142	
部分肉加工処理施設使用料		2,480	

備考 「甲」とは平成30年3月31日以前に設置した市場施設を、「乙」とは同年4月1日以後に設置した市場施設をいう。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則別表第7-2の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第一市場)